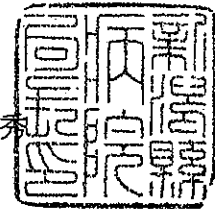




県病局第606号
平成27年8月27日

加茂市長 小池 清彦 様

新潟県病院局長 若月 道秀



新潟県立加茂病院改築事業に関する貴職の論点について（回答）

平成27年8月24日付け総第1100号「病児・病後児保育施設の加茂市・田上町案と県立加茂病院改築に関する当方の論点について」でお示しいただいたこのことについて、知事から回答するよう指示がありましたので、担当局長である私から見解等をお答えします。

なお、県といたしましては、加茂病院改築には県の公金を充てることから、計画を変更するには加茂市民だけでなく県民の皆様から御納得いただけるよう説明責任を果たしていく必要があります。つきましては、本回答により再度照会させていただく事項を、平成27年8月24日付け県病局第587号「新潟県立加茂病院改築事業に対する貴職の見解について（照会）」でお伺いした事項と併せて平成27年9月7日（月）までに御回答くださいますようお願いいたします。

当方といたしましては、1日も早い改築を望まれる市民の皆様の期待に応えてまいりたいと考えておりますので、加茂病院改築事業に係る行政手続を早期に処理して下さるようお願いいたします。

記

1 貴市及び田上町の病児・病後児保育施設計画についての見解

- (1) 病児・病後児保育事業については、子ども・子育て支援法において市町村が実施する事業として規定されているところであり、市町において事業を実施することにより、地方交付税が措置されることとなっております。

このたび計画の御提示がありましたので、今後、細部についても明らかにしていただく中で、敷地内等への施設の設置について具体化してまいります。

なお、平成27年1月29日付け県病局第1020号「新潟県立加茂病院改築事業基本設計に対する要望書について（回答）」においてお答えしたとおり、加茂病院が協力医療機関となるには、医師確保という課題はありますが、可能な限り支援する考えに変わりはありません。

- (2) 「新加茂病院の開院と同時にこの施設も開園しなければなりません」とありますが、病児・病後児保育施設の整備が新病院の開院時期を遅らせることがあってはいけないと考えており、具体の手法については開院に影響させることのないよう最大限支援してまいります。

2 県立加茂病院改築に関する貴職の論点についての見解

(1) 産科専用個室20室の必要性について

ア 円滑な運用のために病棟において個室は各診療科共用とする必要があることをまず御理解ください。また、仮に産科専用個室を20室とした場合、年間最大約1,000件の分娩を取り扱うことが可能となりますが、貴市及び田上町の年間出生数が約250人という状況の中で、なお20室の産科個室が必要だと主張されるのであれば、県民の皆様には説明し、納得していただける根拠をお示しください。

県立病院については、医療関係者、公認会計士等で構成する県立病院改革検討会議において、「民間と競合しながら経営を継続している県立病院については、民間病院が手を出さない地域や医療内容を県立で担うということであれば、県民は納得する」とし、民間が担うことが難しい部分を担うことが県立病院の役割であると指摘されているところです。

当方といたしましても、県央基幹病院が整備されることを前提に、県央医療圏域に所在する他の医療機関との連携・役割分担のもと計画したものであり、県立病院改革検討会議の指摘に従い、全ての分娩を加茂病院で取り扱うことは適当でないと考えております。

イ 加茂病院において分娩の取扱を休止した原因について、貴職は個室が少なかったためと主張されておりますが、実際には、多い時には2名いた産婦人科常勤医師が定年退職等により不在となったことによるものです。このため、引き続き産婦人科常勤医師の確保に努力してまいります。

ウ 貴職は「加茂病院産科の出現」を「燕市・弥彦村から阿賀町までの広い地域の人たちが首を長くして待っています。」と指摘しておられますが、県病院局へは御指摘の市町村から御要望はいただいていること、また、御指摘の市町村の住民の皆様への受診動向を踏まえると、貴市及び田上町以外の利用が多数見込まれるような状況にはないと考えております。

加茂病院の改築計画については、県央医療圏において県央基幹病院を設置することを前提として、圏域に所在する他の医療機関の機能・役割分担や医療資源の再配分を踏まえ、保健・医療関係者等で構成する加茂病院全面改築等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）における議論、パブリックコメント等を通じた県民の皆様からの意見等を十分に踏まえて策定した加茂病院整備基本計画（平成25年11月策定）に基づき設計を進めたものであり、貴職の御要望のうち計画の見直しが必要となる部分については、再度、検討委員会における検討からやり直す必要もありうることから、大幅に改築が遅れる可能性があることをお知らせします。

(2) 延床面積増加の必要性について

ア 将来推計人口等のデータにより新病院の規模を計画しておりますが、それでも将来を正確に見通すことは困難と承知しております。このため、医学の進歩については増改築により対応する考えであること、また、そのためのスペースをあらかじめ確保していることを繰り返しお伝えしてきたところです。にもかかわらず現状及び想定されるニーズを超える施設を開院時に整備しなければならないと主張されるのであれば、県民の皆様には説明し、納得していただける根拠をお示しください。

イ 加茂病院の役割、機能については、検討委員会における議論やパブリックコメント等を経て策定した加茂病院整備基本計画において決定しているところです。この計画において、加茂病院については、県央基幹病院の「後方病院」として、主に加茂・田上地域に医療を提供する「地域密着型」の病院を目指すこととされており、「基幹病院第一の補完病院」という位置づけはありません。したがって、貴職の御指摘のような位置づけに見直す場合には、そうした結論が得られるか、再度、検討委員会から検討いただく必要があることから、大幅に改築が遅れることとなりますがそれでよろしいでしょうか。

一方、公立丹南病院については、福井県医療計画において丹南医療圏の中核的病院と位置づけられているところであり、丹南病院と加茂病院では役割、機能が異なることから両病院の延床面積を単純に比較することはできないものと考えます。

あくまで公立丹南病院と同じ部屋構成・面積でなければならないとお考えであれば、「地域密着型」病院としての加茂病院の役割という観点から、県民の皆様に説明し、納得していただける必要性をお示しください。

なお、公立丹南病院においても産科専用個室20室は整備されておられません。

(3) 病床数50床増床の必要性について

ア 平成26年度における加茂病院の1日当たり入院患者数は約113人（一般病床90.4人、療養病床22.7人）、病床利用率は62.8%となっており、貴職が要望される230床の病床を満たすには地域における医療ニーズの倍増が必要となることから、県民の皆様に説明し、納得していただける入院患者数の見込みをお示しください。

なお、新病院は「療養病床が30床から50床に増やされ、緩和ケア病床が30床新設される代わりに一般病床が150床から100床へ50床減らされ」とありますが、緩和ケア病棟については、医療法における病床区分では一般病床に位置づけられるものであり、医療法上の病床区分で整理すれば一般病床130床（うち緩和ケア病棟に配置する病床30床）、療養病床50床の計180床となります。また、現在、一般病床の中で緩和ケア医療を必要とする患者様（約17人）を受け入れていることから、緩和ケア医療の更なる充実を図るため、県立病院として初めて緩和ケア専門の病棟を整備することとしたものです。

3 本文中、当方が認識する事実と異なる点

- (1) 「病児・病後児保育施設を加茂病院内に設置させていただくことや、加茂市の特別養護老人ホームに加茂病院から往診して下さることをお認めくださいまして」とありますが、正確ではありません。県の見解については平成27年1月29日付け県病局第1020号「新潟県立加茂病院改築事業基本設計に対する要望書について（回答）」でお示ししたように、病児・病後児保育施設については敷地内等への施設の設置について今後具体化を進めていきたいと思っておりますし、特別養護老人ホームへの往診については施設からの具体的な要望があれば対応を検討したいと考えております。

(2) 「半年間に私と会ってくださったのは1回のみで」「水面下の話し合いなどは、全く行われなかった」「協議そのものが行われなかった」とあり、貴職は2月4日以降の協議のみを問題にしておられますが、検討委員会へは貴市にもオブザーバーとして出席いただいたところであり、加茂病院整備基本計画検討着手以降、何度も何度も貴職から御意見・御要望等をお聴きし、その都度、丁寧に誠実に対応させていただき、例えば、産科関係諸室の配置など具体的に計画に反映している事項もあります。

また、加茂病院整備基本計画策定時や基本設計概要をまとめる際は、当方の職員が加茂市役所を訪問させていただき、説明もしてまいりました。

このように加茂病院整備基本計画策定時において貴職も意見を述べる機会があったにも関わらず、策定して相当期間経過した後には要望された病床数等が入れられないとして、現在、貴市が加茂病院改築事業に係る行政手続の処理を放置していることは誠に残念です。

なお、2月13日に面談した際に池田副知事（当時）から加茂病院改築に係る貴職の御要望に対して、「医師確保については努力しますが、その他のところについてはできる種類のものではないのでご理解をお願いします。」とお伝えしております。

(3) 「それは協議ではなくて、自説を繰り返し述べただけで帰って行かれました。」とありますが、当方の具体的ニーズに基づき策定した計画の説明に対して、貴職は要望を繰り返されるのみで、理解しようとなされなかったと受け止めております。また、7月17日の面談により、病児・病後児保育施設については貴市及び田上町において施設整備、運営の方法等を御検討いただくこと、病院局は常勤医師の確保に向けて引き続き努力することを確認したことは貴職もよくご存じのとおりです。なお、当方といたしましては、このように双方で話し合いを行うことが「協議」であると認識しております。

(4) 「このたび御自身（病院局長）が加茂・田上地域に配布された新聞の折り込みちらしを当方に送ってこられたのに」とありますが、県病院局においてチラシを新聞折り込みすることを事前（8月7日）に貴市にお伝えしたところ、貴市からチラシ送付の依頼があったため送付させていただいたものであることは貴職もご存じのとおりです。

(5) 「私が病院局長と協議を行おうといたしましても、いたずらに時間を空費するばかりで、新加茂病院の建設着手がさらに遅れることになるだけだ」とありますが、加茂病院改築に当たりましては、具体的なニーズに基づき計画しており、県といたしましては、加茂病院改築には県の公金を充てることから、計画を変更するには加茂市民だけでなく県民の皆様から御納得いただけるよう説明責任を果たしていく必要がありますので、県民の皆様にご説明し、納得していただける根拠をお示しくくださるようお願いしてきたにもかかわらず、貴職の御主張のみが繰り返されてきたのが実態です。

(6) 「病院局長は決定権を持っておりません」とありますが、当職は病院事業管理者を兼ねております。病院事業管理者は地方公営企業法第8条に定めるとおり、予算を調製することや議案を提出すること等を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表するものです。

- (7) 「知事様と1日お話をさせていただければ、妥当な結論がすぐに出るものと確信いたします。」とありますが、加茂病院の改築計画については、県央医療圏において県央基幹病院が整備されることを前提に、検討委員会における議論、パブリックコメント等を通じた県民の皆様からの意見等を十分に踏まえて決定した加茂病院整備基本計画に基づき設計を進めたものであり、なおかつ技術的な面も多く含まれていることから、全てがトップ会談により解決される性格のものではありません。県といたしましては、加茂病院改築には県の公金を充てることから、計画を変更するには加茂市民だけでなく県民の皆様から御納得いただけるよう説明責任を果たしていく必要がありますので、まずは知事から指示のあった「論点を公開しての議論」を優先すべきものと考えております。

4 その他

- (1) 前回照会文（平成27年8月24日付け県病局第587号）につきましては、業務課長から貴職あてに文書を差し上げております。本来であれば、貴市担当課長あてとすべきところですが、7月17日に貴職と協議した際、要望の根拠となるデータを貴市事務方から提出して下さるよう依頼したものの、貴職が「事務方からもデータは出せない」とおっしゃられていたことから、やむを得ず宛先を貴職とさせていただいたとのことですので御理解ください。
- (2) 本回答等の内容について、不明な点等がある場合には、御指摘いただければ速やかに回答させていただきます。